

## 【手数料を納付書で支払う場合】

### 登録電気工事業者登録簿謄本の交付又は閲覧の請求

#### 1 登録電気工事業者の登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができます。

登録電気工事業者については、どなたであっても登録簿の謄本の交付を求めたり、登録簿の閲覧を求めたりすることができます。

建設業許可を得ている電気工事業者（みなし登録電気工事業者）については、この請求をすることはできませんが、鳥取県では、届出内容の証明書の交付を求めることができます。（(2)建設業許可をうけた電気工事業者の「証明」の項目をご参照ください。）

#### 2 手続きに必要な書類

書類	部数
登録電気工事業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第14）	1
鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え ※右端の「納税証明書<納付済証>」の部分 を申請書の裏面に貼り付けてください。 (詳細は下記3及び4を参照)	1

#### 3 手数料

登録簿の謄本の交付	用紙1枚につき650円
登録簿の閲覧	1件につき440円

#### 4 手数料の支払方法

鳥取県が発行する納付書で納付してください。

- 納付書の入手に当たっては、県ホームページ「電気工事業者の申請・届出」からダウンロードした「納付書送付依頼書」に所定事項を御記入の上、県消防防災課にファクシミリ又はメール送信ください。（折り返し郵送します。）
- 県ホームページ「電気工事業者の申請・届出」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払ってください。
- 支払後の納付書の控えのうち、右端の「納税証明書<納付済証>」を切り取って申請書の裏面に貼り付けてください。

#### <注意事項>

- ・その年度に発行された納付書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用ください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに下記申請先に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のア

ドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

(アドレス) <https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

(電話) 0857-26-7437

## 5 請求の方法

請求に必要な書類を、次の請求先に郵送または持参してください。

(郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご確認ください。)

なお、閲覧を希望される方は、当庁の開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）内に当課へ直接お越しください。

鳥取県危機管理局消防防災課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

謄本請求用の納付書で手数料（交付650円/件、閲覧440円/件）を支払い後、  
控えの右端（「納税証明書<納付済証>」）を裏面に貼り付けてください。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

## 登録電気工事業者登録簿謄本 交付(閲覧)請求書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住所 〒

請求者 氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条の規定により、登録電気工事業者登録簿の謄本交付（閲覧）を次のとおり申請します。

### 1 謄本交付（閲覧）を請求しようとする登録電気工事業者の登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第 号

### 2 謄本交付の枚数（閲覧の回数）及び手数料の額

請求の区分	内訳	手数料額
謄本交付の枚数	枚×650円	円
閲覧の回数	回×440円	円
	計	円

※謄本は、1事業者あたり1枚で計算してください。

### 3 謄本交付（閲覧）を請求する理由

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - ×印の項は、記載しないこと。
  - 目的に応じ謄本交付又は閲覧に関する字句を消すこと